

議案第50号

山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について

山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年9月6日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

水道事業にあたり、特別な場合における水道料金を適正に算定する必要があるため、この条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提案する理由です。

山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例

(山都町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 山都町水道事業給水条例(平成17年山都町条例第144号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項を次のように改める。

月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月として算定した額

(山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正)

第2条 山都町簡易水道等事業給水条例(平成18年山都町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項を次のように改める。

月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月として算定

した額

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】 山都町水道事業給水条例(平成17年山都町条例第144号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(特別な場合の料金算定)</p> <p>第37条 給水の開始、休止又は廃止の月における使用水量が、基本水量以下の場合の基本料金は、使用水量に案分して徴収する。</p>	<p>(特別な場合の料金算定)</p> <p>第37条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月として算定した額</p>

山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】 山都町簡易水道等事業給水条例(平成18年山都町条例第20号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(特別な場合の料金算定)</p> <p>第35条 給水の開始、休止又は廃止の月における使用水量が、基本水量以下の場合の基本料金は、<u>使用水量に案分して徴収する。</u></p>	<p>(特別な場合の料金算定)</p> <p>第35条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用を止めたと<u>きの料金は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</u></p> <p>(2) <u>使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月として算定した額</u></p>